

委託研究契約書 対照表 [研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP) 産学共同(ステージII)大学等機関用]

(新) 令和7年度「戦略的創造研究推進事業」	(新) 令和7年度「研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP) 産学共同(ステージII)大学等機関用」	(旧) 令和6年度「研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP) 産学共同(ステージII)大学等機関用」	備考
<p>『文書番号種別』第『文書番号』号 委託研究契約書 国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「甲」という。)と『契約先機関名』(以下「乙」という。)は、下記契約項目(1)に記載の研究題目等について、次のとおり合意し、委託研究契約(以下「本契約」という。)を締結する。</p> <p>(契約項目) 甲は、乙を「大学等/企業等」と認め、次の研究を委託し、乙はこれを受託する。 (1)研究題目等: 契約番号「『契約ID』」 事業「『事業名』」(以下「本事業」という。) 研究タイプ「『研究タイプ名』」 研究領域「『研究領域名』」 研究課題「『研究課題名』」 研究代表者「『研究代表者氏名』」 研究題目「『研究題目名』」 (2)研究担当者:『所属部署名』 《研究担当者氏名》《研究担当者役職名》 (3)契約期間:『契約期間開始日』から『契約期間終了予定日』まで (本研究が中止された場合はその時まで) (4)当事業年度及び翌事業年度委託研究費 甲は、次に掲げる本契約金額の限度内において、乙が委託研究の実施に要する経費を乙に支払うものとする。 当事業年度:『当年度(計)』円(うち消費税額及び地方消費税額《内消費税(当年度(計))》円) 翌事業年度:『翌年度(計)』円(うち消費税額及び地方消費税額《内消費税(翌年後(計))》円) (※1)当事業年度とは、令和7年4月1日から翌年の3月31までの1事業年度をいう。 (※2)当事業年度委託研究費の内訳は、別記1の1のとおりとする。 (※3)当事業年度及び翌事業年度における委託研究費は、本研究に対し甲が行う評価等及び別記3一般条項第16条に定める規定により、甲が増額又は減額を行う場合がある。 (5)当事業年度における研究目的及び内容:別記1の3のとおりとする。なお、本研究の実施にあたっては、別途、甲が承認した研究計画書(甲の承認を得て変更されたものを含む。)に沿って進めるものとする。 (6)別記の取扱い:別記1 委託研究費内訳等、別記2 読替規定、</p>	<p>『文書番号種別』第『文書番号』号 委託研究契約書 国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「甲」という。)と『契約先機関名』(以下「乙」という。)は、下記契約項目(1)に記載の研究題目等について、次のとおり合意し、委託研究契約(以下「本契約」という。)を締結する。</p> <p>(契約項目) 甲は、乙を「大学等/企業等」と認め、次の研究を委託し、乙はこれを受託する。 (1)研究題目等: 契約番号「『契約ID』」 事業「『事業名』」(以下「本事業」という。) 研究タイプ「『研究タイプ名』」 研究領域「『研究領域名』」 研究課題「『研究課題名』」 研究代表者「『研究代表者氏名』」 研究題目「『研究題目名』」 (2)研究担当者:『所属部署名』 《研究担当者氏名》《研究担当者役職名》 (3)契約期間:『契約期間開始日』から『契約期間終了予定日』まで (本研究が中止された場合はその時まで) (4)当事業年度及び翌事業年度委託研究費 甲は、次に掲げる本契約金額の限度内において、乙が委託研究の実施に要する経費を乙に支払うものとする。 当事業年度:『当年度(計)』円(うち消費税額及び地方消費税額《内消費税(当年度(計))》円) 翌事業年度:『翌年度(計)』円(うち消費税額及び地方消費税額《内消費税(翌年後(計))》円) (※1)当事業年度とは、令和7年4月1日から翌年の3月31までの1事業年度をいう。 (※2)当事業年度委託研究費の内訳は、別記1の1のとおりとする。 (※3)当事業年度及び翌事業年度における委託研究費は、本研究に対し甲が行う評価等及び別記3一般条項第16条に定める規定により、甲が増額又は減額を行う場合がある。 (5)当事業年度における研究目的及び内容:別記1の3のとおりとする。なお、本研究の実施にあたっては、別途、甲が承認した研究計画書(甲の承認を得て変更されたものを含む。)に沿って進めるものとする。 (6)別記の取扱い:別記1 委託研究費内訳等、別記2 読替規定、</p>	<p>『文書番号種別』第『文書番号』号 委託研究契約書 国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「甲」という。)と『契約先機関名』(以下「乙」という。)は、下記契約項目(1)に記載の研究題目等について、次のとおり合意し、委託研究契約(以下「本契約」という。)を締結する。</p> <p>(契約項目) 甲は、乙を「大学等/企業等」と認め、次の研究を委託し、乙はこれを受託する。 (1)研究題目等: 契約番号「『契約ID』」 事業「『事業名』」(以下「本事業」という。) 研究タイプ「『研究タイプ名』」 研究領域「『研究領域名』」 研究課題「『研究課題名』」 研究代表者「『研究代表者氏名』」 研究題目「『研究題目名』」 (2)研究担当者:『所属部署名』 《研究担当者氏名》《研究担当者役職名》 (3)契約期間:『契約期間開始日』から『契約期間終了予定日』まで (本研究が中止された場合はその時まで) (4)当事業年度及び翌事業年度委託研究費 甲は、次に掲げる本契約金額の限度内において、乙が委託研究の実施に要する経費を乙に支払うものとする。 当事業年度:『当年度(計)』円(うち消費税額及び地方消費税額《内消費税(当年度(計))》円) 翌事業年度:『翌年度(計)』円(うち消費税額及び地方消費税額《内消費税(翌年後(計))》円) (※1)当事業年度とは、令和6年4月1日から翌年の3月31までの1事業年度をいう。 (※2)当事業年度委託研究費の内訳は、別記1の1のとおりとする。 (※3)当事業年度及び翌事業年度における委託研究費は、本研究に対し甲が行う評価等及び別記3一般条項第16条に定める規定により、甲が増額又は減額を行う場合がある。 (5)当事業年度における研究目的及び内容:別記1の3のとおりとする。なお、本研究の実施にあたっては、別途、甲が承認した研究計画書(甲の承認を得て変更されたものを含む。)に沿って進めるものとする。 (6)別記の取扱い:別記1 委託研究費内訳等、別記2 読替規定、</p>	<p>赤字: (R7.3.10) 改定箇所 青字: (R7.7.1) 組織変更に伴い、署名者欄を追加改定 水色マーカー: 左列と中列との相違箇所 財源に基金を用いる事業は、「事業名」末尾に財源を付記('…事業(基金)').</p>

<p>別記3 一般条項、別記4 知財条項、別記5 特別条項は、本契約の一部であり、本契約に規定されているものとして扱われる。なお、別記において、一般条項又は知財条項と特別条項との間に矛盾が生じる場合は、特別条項の定めが優先して適用されるものとする。</p> <p>本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。</p> <p>《締結日》</p> <p>(甲) 東京都千代田区<u>五番町7番地</u> 国立研究開発法人科学技術振興機構 分任研究契約担当者 <u>事業支援部長</u> ○○ ○○</p>	<p>別記3 一般条項、別記4 知財条項、別記5 特別条項は、本契約の一部であり、本契約に規定されているものとして扱われる。なお、別記において、一般条項又は知財条項と特別条項との間に矛盾が生じる場合は、特別条項の定めが優先して適用されるものとする。</p> <p>本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。</p> <p>《締結日》</p> <p>(甲) 東京都千代田区<u>五番町7番地</u> 国立研究開発法人科学技術振興機構 分任研究契約担当者 <u>事業支援部長</u> ○○ ○○</p>	<p>別記3 一般条項、別記4 知財条項、別記5 特別条項は、本契約の一部であり、本契約に規定されているものとして扱われる。なお、別記において、一般条項又は知財条項と特別条項との間に矛盾が生じる場合は、特別条項の定めが優先して適用されるものとする。</p> <p>本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。</p> <p>《締結日》</p> <p>(甲) 東京都千代田区<u>四番町5番地3</u> 国立研究開発法人科学技術振興機構 分任研究契約担当者 <u>契約部長</u> ○○ ○○</p>																																																																															
<p>別記1 委託研究費内訳等</p> <p>1 当事業年度委託研究費の内訳</p> <table border="1" data-bbox="257 788 978 1230"> <thead> <tr> <th>費目</th><th>金額(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接経費</td><td></td></tr> <tr> <td>物品費</td><td></td></tr> <tr> <td>旅費</td><td></td></tr> <tr> <td>人件費・謝金</td><td></td></tr> <tr> <td>その他</td><td></td></tr> <tr> <td>直接経費計</td><td></td></tr> <tr> <td>間接経費 [間接経費率×間接経費率%]</td><td></td></tr> <tr> <td>合計(直接経費計+間接経費)</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(※1) 消費税額及び地方消費税額を含む。 (※2) 契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合、翌事業年度以降における委託研究費の内訳は、当該事業年度における研究計画書に基づき当該事業年度が開始するまでに取り決めるものとする。 (※3) 間接経費率とは、間接経費を算出するための直接経費計に乗ずる係数である。</p> <p>2 本契約における費目間流用の取扱い</p> <p>本研究の実施上必要に応じ、直接経費の各費目に係る金額を直接経費の他の費目に流用することができるものとし、費目ごとの当該流用に係る額が直接経費の総額の50%(この額が以下に定める最低基準額に満たない場合は当該最低基準額)を超える場合は、事前に甲の承認を得るものとする。</p> <table border="1" data-bbox="257 1792 978 2032"> <thead> <tr> <th>事業</th><th>研究タイプ</th><th>最低基準額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戦略的創造研究推進事業</td><td>全ての研究タイプ</td><td>500万円</td></tr> <tr> <td>社会技術研究開発事業</td><td>社会技術研究開発</td><td>500万円</td></tr> <tr> <td>低炭素社会実現のための社会シナリオ研究事業</td><td>社会シナリオ研究</td><td>500万円</td></tr> </tbody> </table>	費目	金額(円)	直接経費		物品費		旅費		人件費・謝金		その他		直接経費計		間接経費 [間接経費率×間接経費率%]		合計(直接経費計+間接経費)		事業	研究タイプ	最低基準額	戦略的創造研究推進事業	全ての研究タイプ	500万円	社会技術研究開発事業	社会技術研究開発	500万円	低炭素社会実現のための社会シナリオ研究事業	社会シナリオ研究	500万円	<p>別記1 委託研究費内訳等</p> <p>1 当事業年度委託研究費の内訳</p> <table border="1" data-bbox="1105 788 1826 1230"> <thead> <tr> <th>費目</th><th>金額(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接経費</td><td></td></tr> <tr> <td>物品費</td><td></td></tr> <tr> <td>旅費</td><td></td></tr> <tr> <td>人件費・謝金</td><td></td></tr> <tr> <td>その他</td><td></td></tr> <tr> <td>直接経費計</td><td></td></tr> <tr> <td>間接経費 [間接経費率×間接経費率%]</td><td></td></tr> <tr> <td>合計(直接経費計+間接経費)</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(※1) 消費税額及び地方消費税額を含む。 (※2) 契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合、翌事業年度以降における委託研究費の内訳は、当該事業年度における研究計画書に基づき当該事業年度が開始するまでに取り決めるものとする。 (※3) 間接経費率とは、間接経費を算出するための直接経費計に乗ずる係数である。</p> <p>2 本契約における費目間流用の取扱い</p> <p>本研究の実施上必要に応じ、直接経費の各費目に係る金額を直接経費の他の費目に流用することができるものとし、費目ごとの当該流用に係る額が直接経費の総額の50%(この額が以下に定める最低基準額に満たない場合は当該最低基準額)を超える場合は、事前に甲の承認を得るものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1105 1792 1826 2088"> <thead> <tr> <th>事業</th><th>研究タイプ</th><th>最低基準額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究成果展開事業</td><td>・研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP） ・産学共同（育成型、本格型、ステージI（育成フェーズ）、ステージII（本格フェーズ）） ・大学発新産業創出プログラム</td><td>500万円</td></tr> </tbody> </table>	費目	金額(円)	直接経費		物品費		旅費		人件費・謝金		その他		直接経費計		間接経費 [間接経費率×間接経費率%]		合計(直接経費計+間接経費)		事業	研究タイプ	最低基準額	研究成果展開事業	・研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP） ・産学共同（育成型、本格型、ステージI（育成フェーズ）、ステージII（本格フェーズ）） ・大学発新産業創出プログラム	500万円	<p>別記1 委託研究費内訳等</p> <p>1 当事業年度委託研究費の内訳</p> <table border="1" data-bbox="1908 788 2629 1230"> <thead> <tr> <th>費目</th><th>金額(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接経費</td><td></td></tr> <tr> <td>物品費</td><td></td></tr> <tr> <td>旅費</td><td></td></tr> <tr> <td>人件費・謝金</td><td></td></tr> <tr> <td>その他</td><td></td></tr> <tr> <td>直接経費計</td><td></td></tr> <tr> <td>間接経費 [間接経費率×間接経費率%]</td><td></td></tr> <tr> <td>合計(直接経費計+間接経費)</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(※1) 消費税額及び地方消費税額を含む。 (※2) 契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合、翌事業年度以降における委託研究費の内訳は、当該事業年度における研究計画書に基づき当該事業年度が開始するまでに取り決めるものとする。 (※3) 間接経費率とは、間接経費を算出するための直接経費計に乗ずる係数である。</p> <p>2 本契約における費目間流用の取扱い</p> <p>本研究の実施上必要に応じ、直接経費の各費目に係る金額を直接経費の他の費目に流用することができるものとし、費目ごとの当該流用に係る額が直接経費の総額の50%(この額が以下に定める最低基準額に満たない場合は当該最低基準額)を超える場合は、事前に甲の承認を得るものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1908 1792 2629 2088"> <thead> <tr> <th>事業</th><th>研究タイプ</th><th>最低基準額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究成果展開事業</td><td>・研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP） ・産学共同（育成型、本格型、ステージI（育成フェーズ）、ステージII（本格フェーズ）） ・大学発新産業創出プログラム</td><td>500万円</td></tr> </tbody> </table>	費目	金額(円)	直接経費		物品費		旅費		人件費・謝金		その他		直接経費計		間接経費 [間接経費率×間接経費率%]		合計(直接経費計+間接経費)		事業	研究タイプ	最低基準額	研究成果展開事業	・研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP） ・産学共同（育成型、本格型、ステージI（育成フェーズ）、ステージII（本格フェーズ）） ・大学発新産業創出プログラム	500万円	<p>(R7.7.1)組織変更に伴い、署名者欄を追加改定</p>
費目	金額(円)																																																																																
直接経費																																																																																	
物品費																																																																																	
旅費																																																																																	
人件費・謝金																																																																																	
その他																																																																																	
直接経費計																																																																																	
間接経費 [間接経費率×間接経費率%]																																																																																	
合計(直接経費計+間接経費)																																																																																	
事業	研究タイプ	最低基準額																																																																															
戦略的創造研究推進事業	全ての研究タイプ	500万円																																																																															
社会技術研究開発事業	社会技術研究開発	500万円																																																																															
低炭素社会実現のための社会シナリオ研究事業	社会シナリオ研究	500万円																																																																															
費目	金額(円)																																																																																
直接経費																																																																																	
物品費																																																																																	
旅費																																																																																	
人件費・謝金																																																																																	
その他																																																																																	
直接経費計																																																																																	
間接経費 [間接経費率×間接経費率%]																																																																																	
合計(直接経費計+間接経費)																																																																																	
事業	研究タイプ	最低基準額																																																																															
研究成果展開事業	・研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP） ・産学共同（育成型、本格型、ステージI（育成フェーズ）、ステージII（本格フェーズ）） ・大学発新産業創出プログラム	500万円																																																																															
費目	金額(円)																																																																																
直接経費																																																																																	
物品費																																																																																	
旅費																																																																																	
人件費・謝金																																																																																	
その他																																																																																	
直接経費計																																																																																	
間接経費 [間接経費率×間接経費率%]																																																																																	
合計(直接経費計+間接経費)																																																																																	
事業	研究タイプ	最低基準額																																																																															
研究成果展開事業	・研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP） ・産学共同（育成型、本格型、ステージI（育成フェーズ）、ステージII（本格フェーズ）） ・大学発新産業創出プログラム	500万円																																																																															

	(START) プロジェクト推進型 事業プロモーター 支援/SBIR フェーズ1 支援 大学・エコシステム推進型 スタートア ップ・エコシステム形成支援		(START) プロジェクト推進型 起業実証支援/事 業プロモーター支援/SBIR フェーズ1 支援 大学・エコシステム推進型 スタートア ップ・エコシステム形成支援/大学推進 型	
大学発 新産業 創出基 金事業	・プロジェクト推進型 起業実証支援/事 業プロモーター支援 ・ディープテック・スタートアップ国際 展開プログラム ・スタートアップ・エコシステム共創プ ログラム	500万円	・可能性検証	100万円

3 当事業年度における研究目的及び内容
『当年度目的』

別記2 読替規定

契約項目(1)に掲げる事業及び研究タイプにより、本契約における用語を以下のとおり読み替えるものとする。ただし、固有名詞中に用いられている部分は除く。

事業	研究タイプ	読替内容
戦略的創造 研究推進事業	ERATO	「研究領域」を「研究プロジェクト」に 「研究代表者」を「研究総括」に
	ALCA- Next	「研究領域」を「技術領域」に 「研究課題」を「研究開発課題」に 「研究題目」を「研究開発題目」に 「研究代表者」を「研究開発代表者」に 「研究計画書」を「研究開発計画書」に 「研究期間」を「研究開発期間」に
	CRONOS	「研究領域」を「領域」に 「研究課題」を「研究開発課題」に 「研究題目」を「研究開発題目」に 「研究代表者」を「研究開発代表者」に 「研究計画書」を「研究開発計画書」に 「研究期間」を「研究開発期間」に
社会技術研 究開発事業	社会技術 研究開発	「研究」を「研究開発及び研究開発成 果の展開」に

「この頁、以下余白」

3 当事業年度における研究目的及び内容
『当年度目的』

「この頁、以下余白」

別記2 読替規定

契約項目(1)に掲げる事業及び研究タイプにより、本契約における用語を以下のとおり読み替えるものとする。ただし、固有名詞中に用いられている部分は除く。

事業	研究タイプ	読替内容
研究成 果展開 事業	・大学発新産業創出プロ グラム(START) プロジェクト推進型 SBIR フェーズ1 支援	・「研究」を「研究開発」に
	・研究成果最適展開支援 プログラム(A-STEP) 産学共同(育成型、ステ ージ I (育成フェーズ)、ス テージ II (本格フェーズ))	・「研究」を「研究開発」に ・「研究代表者」を「研究責任 者」に
	・研究成果最適展開支援 プログラム(A-STEP) 産学共同(本格型)	・「研究」を「研究開発」に ・「研究代表者」を「プロジェクト リーダー(企業責任者)」に

3 当事業年度における研究目的及び内容
『当年度目的』

「この頁、以下余白」

別記2 読替規定

契約項目(1)に掲げる事業及び研究タイプにより、本契約における用語を以下のとおり読み替えるものとする。ただし、固有名詞中に用いられている部分は除く。

事業	研究タイプ	読替内容
研究成 果展開 事業	・大学発新産業創出プロ グラム(START) プロジェクト推進型 SBIR フェーズ1 支援	・「研究」を「研究開発」に
	・研究成果最適展開支援 プログラム(A-STEP) 産学共同(育成型、ステ ージ I (育成フェーズ)、ス テージ II (本格フェーズ))	・「研究」を「研究開発」に ・「研究代表者」を「研究責任 者」に
	・研究成果最適展開支援 プログラム(A-STEP) 産学共同(本格型)	・「研究」を「研究開発」に ・「研究代表者」を「プロジェクト リーダー(企業責任者)」に

終了となった研究タイ
プを削除

			<ul style="list-style-type: none"> ・大学発新産業創出プログラム(START) 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・「研究」を「研究開発」に ・「研究代表者」を「総括責任者」に ・「研究担当者」を「プログラム代表者」または「プログラム共同代表者」に 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学発新産業創出プログラム(START) 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・「研究」を「研究開発」に ・「研究代表者」を「総括責任者」に ・「研究担当者」を「プログラム代表者」または「プログラム共同代表者」に 	<ul style="list-style-type: none"> ・「研究」を「研究開発」に ・「研究代表者」を「総括責任者」に ・「研究担当者」を「プログラム代表者」または「プログラム共同代表者」に
			<ul style="list-style-type: none"> ・大学発新産業創出プログラム(START) プロジェクト推進型 事業プロモーター支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業プロモーター支援型」を「プロジェクト推進型事業プロモーター支援」に ・「研究課題」、「研究題目」を「事業プロモーター活動」に ・「研究代表者」を「代表事業プロモーター」に ・「研究担当者」を「事業責任者」に ・「研究者」を「事業プロモーター」に ・「研究機関」を「実施機関」に 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学発新産業創出プログラム(START) プロジェクト推進型 事業プロモーター支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業プロモーター支援型」を「プロジェクト推進型事業プロモーター支援」に ・「研究課題」、「研究題目」を「事業プロモーター活動」に ・「研究代表者」を「代表事業プロモーター」に ・「研究担当者」を「事業責任者」に ・「研究者」を「事業プロモーター」に ・「研究機関」を「実施機関」に 	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業プロモーター支援型」を「プロジェクト推進型事業プロモーター支援」に ・「研究課題」、「研究題目」を「事業プロモーター活動」に ・「研究代表者」を「代表事業プロモーター」に ・「研究担当者」を「事業責任者」に ・「研究者」を「事業プロモーター」に ・「研究機関」を「実施機関」に
大学発新産業創出基金事業		<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト推進型 起業実証支援 		<ul style="list-style-type: none"> ・「研究」を「研究開発」に 	<ul style="list-style-type: none"> ・可能性検証 ・プロジェクト推進型 起業実証支援 		<ul style="list-style-type: none"> ・「研究」を「研究開発」に
		<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト推進型 事業プロモーター支援 		<ul style="list-style-type: none"> ・「研究課題」、「研究題目」を「事業プロモーター活動」に ・「研究代表者」を「代表事業プロモーター」に ・「研究担当者」を「事業責任者」に ・「研究者」を「事業プロモーター」に 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学発新産業創出基金事業 ・プロジェクト推進型 事業プロモーター支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・「研究課題」、「研究題目」を「事業プロモーター活動」に ・「研究代表者」を「代表事業プロモーター」に ・「研究担当者」を「事業責任者」に ・「研究者」を「事業プロモーター」に 	<ul style="list-style-type: none"> ・「研究課題」、「研究題目」を「事業プロモーター活動」に ・「研究代表者」を「代表事業プロモーター」に ・「研究担当者」を「事業責任者」に ・「研究者」を「事業プロモーター」に

		<p>・「研究機関」を「実施機関」に</p> <p>・「研究」を「研究開発」に</p> <p>※事業化推進機関については、以下も追加する。</p> <p>・「研究担当者」を「事業化推進機関の代表者(複数機関の場合、「代表事業化推進機関の代表者」又は「主たる共同事業化推進機関の責任者)」に</p> <p>・「研究者」を「事業化推進者」に</p> <p>・「研究機関」を「事業化推進機関」に</p>	<p>一」に</p> <p>・「研究機関」を「実施機関」に</p> <p>・「研究」を「研究開発」に</p> <p>※事業化推進機関については、以下も追加する。</p> <p>・「研究担当者」を「事業化推進機関の代表者(複数機関の場合、「代表事業化推進機関の代表者」又は「主たる共同事業化推進機関の責任者)」に</p> <p>・「研究者」を「事業化推進者」に</p> <p>・「研究機関」を「事業化推進機関」に</p>
	<p>・ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム</p> <p>・スタートアップ・エコシステム共創プログラム</p>	<p>・「研究」を「研究開発」に</p> <p>・「研究代表者」を「総括責任者」に</p> <p>・「研究担当者」を「プログラム代表者」または「プログラム共同代表者」に</p>	<p>・「研究」を「研究開発」に</p> <p>・「研究代表者」を「総括責任者」に</p> <p>・「研究担当者」を「プログラム代表者」または「プログラム共同代表者」に</p>
		「この頁、以下余白」	「この頁、以下余白」

別記3 一般条項

(定義)

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「本研究」とは、甲から乙に対して委託される契約項目(1)に記載の研究をいう。
- (2)「本契約等」とは、本研究を実施するために甲と乙との間で締結する全ての研究契約(本契約を含む。)を総称している。
- (3)「委託研究費」とは、直接経費と間接経費により構成される経費をいう。
- (4)「直接経費」とは、本研究の実施に直接的に必要な経費をいう。
- (5)「間接経費」とは、本研究の実施に伴う乙の管理等に必要な経費として乙が使用する経費をいう。
- (6)「研究担当者」とは、本研究を中心的に行う者として契約項目(2)に掲げる者をいう。
- (7)「研究者等」とは、研究担当者及び本研究に従事する研究員、技術員、研究補助員、学生等を個別に又は総称している。
- (8)「契約期間」とは、本契約に基づき本研究を行う契約項目(3)に記載の期間(本研究が中止された場合はその時までの期間)をいう。
- (9)「研究期間」とは、本契約等に基づき本研究を行う通算期間(本研

別記3 一般条項

(定義)

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「本研究」とは、甲から乙に対して委託される契約項目(1)に記載の研究をいう。
- (2)「本契約等」とは、本研究を実施するために甲と乙との間で締結する全ての研究契約(本契約を含む。)を総称している。
- (3)「委託研究費」とは、直接経費と間接経費により構成される経費をいう。
- (4)「直接経費」とは、本研究の実施に直接的に必要な経費をいう。
- (5)「間接経費」とは、本研究の実施に伴う乙の管理等に必要な経費として乙が使用する経費をいう。
- (6)「研究担当者」とは、本研究を中心的に行う者として契約項目(2)に掲げる者をいう。
- (7)「研究者等」とは、研究担当者及び本研究に従事する研究員、技術員、研究補助員、学生等を個別に又は総称している。
- (8)「契約期間」とは、本契約に基づき本研究を行う契約項目(3)に記載の期間(本研究が中止された場合はその時までの期間)をいう。
- (9)「研究期間」とは、本契約等に基づき本研究を行う通算期間(本研

別記3 一般条項

(定義)

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「本研究」とは、甲から乙に対して委託される契約項目(1)に記載の研究をいう。
- (2)「本契約等」とは、本研究を実施するために甲と乙との間で締結する全ての研究契約(本契約を含む。)を総称している。
- (3)「委託研究費」とは、直接経費と間接経費により構成される経費をいう。
- (4)「直接経費」とは、本研究の実施に直接的に必要な経費をいう。
- (5)「間接経費」とは、本研究の実施に伴う乙の管理等に必要な経費として乙が使用する経費をいう。
- (6)「研究担当者」とは、本研究を中心的に行う者として契約項目(2)に掲げる者をいう。
- (7)「研究者等」とは、研究担当者及び本研究に従事する研究員、技術員、研究補助員、学生等を個別に又は総称している。
- (8)「契約期間」とは、本契約に基づき本研究を行う契約項目(3)に記載の期間(本研究が中止された場合はその時までの期間)をいう。
- (9)「研究期間」とは、本契約等に基づき本研究を行う通算期間(本研

<p>計画書に従って本研究を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。</p> <p>3 乙は、乙の責任において、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定。その後の改正を含む。)」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定／令和3年2月1日改正。その後の改正を含む。)」(以下「ガイドライン等」という。)を遵守し、不正行為等を防止するための体制の整備及び必要な手続き等を行わなければならない。</p> <p>4 甲は、ガイドライン等に基づく文部科学省又は甲の決定等に従って、乙に対して配分する全研究費(本研究以外の研究費を含む。以下「全研究費等」という。)に係る間接経費の削減、全研究費等の配分停止等必要な措置等を指示することができるものとし、乙は甲の指示に従うものとする。</p> <p>5 乙は、本条第1項及び第2項に定める乙の義務と同様の義務を研究者等にも遵守させるとともに、研究者等をしてガイドライン等の内容を十分認識させ、不正行為等の未然防止策の一環として、甲の指定する研究倫理に関する教材等を履修させなければならない。</p>	<p>計画書に従って本研究を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。</p> <p>3 乙は、乙の責任において、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定。その後の改正を含む。)」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定／令和3年2月1日改正。その後の改正を含む。)」(以下「ガイドライン等」という。)を遵守し、不正行為等を防止するための体制の整備及び必要な手続き等を行わなければならない。</p> <p>4 甲は、ガイドライン等に基づく文部科学省又は甲の決定等に従って、乙に対して配分する全研究費(本研究以外の研究費を含む。以下「全研究費等」という。)に係る間接経費の削減、全研究費等の配分停止等必要な措置等を指示することができるものとし、乙は甲の指示に従うものとする。</p> <p>5 乙は、本条第1項及び第2項に定める乙の義務と同様の義務を研究者等にも遵守させるとともに、研究者等をしてガイドライン等の内容を十分認識させ、不正行為等の未然防止策の一環として、甲の指定する研究倫理に関する教材等を履修させなければならない。</p>	<p>計画書に従って本研究を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。</p> <p>3 乙は、乙の責任において、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定。その後の改正を含む。)」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定／令和3年2月1日改正。その後の改正を含む。)」(以下「ガイドライン等」という。)を遵守し、不正行為等を防止するための体制の整備及び必要な手続き等を行わなければならない。</p> <p>4 甲は、ガイドライン等に基づく文部科学省又は甲の決定等に従って、乙に対して配分する全研究費(本研究以外の研究費を含む。以下「全研究費等」という。)に係る間接経費の削減、全研究費等の配分停止等必要な措置等を指示することができるものとし、乙は甲の指示に従うものとする。</p> <p>5 乙は、本条第1項及び第2項に定める乙の義務と同様の義務を研究者等にも遵守させるとともに、研究者等をしてガイドライン等の内容を十分認識させ、不正行為等の未然防止策の一環として、甲の指定する研究倫理に関する教材等を履修させなければならない。</p>
<p>(調査)</p> <p>第2条の2 甲は、本研究の進捗状況及び委託研究費の使用状況について調査する必要があると認めるときは、甲の職員又は甲の指定する者に本研究にかかる進捗状況及び帳簿、証拠書類のほか、関連する物件等を調査させることができる。</p> <p>2 乙は、前項の調査に協力しなければならない。</p>	<p>(調査)</p> <p>第2条の2 甲は、本研究の進捗状況及び委託研究費の使用状況について調査する必要があると認めるときは、甲の職員又は甲の指定する者に本研究にかかる進捗状況及び帳簿、証拠書類のほか、関連する物件等を調査させることができる。</p> <p>2 乙は、前項の調査に協力しなければならない。</p>	<p>(調査)</p> <p>第2条の2 甲は、本研究の進捗状況及び委託研究費の使用状況について調査する必要があると認めるときは、甲の職員又は甲の指定する者に本研究にかかる進捗状況及び帳簿、証拠書類のほか、関連する物件等を調査させることができる。</p> <p>2 乙は、前項の調査に協力しなければならない。</p>
<p>(委託研究費の支払い)</p> <p>第3条 乙は、甲が別途指定する委託研究費の支払方法に従い請求書を作成し、甲にこれを送付する。請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、甲が乙に支払う直接経費に別記1の1記載の間接経費率を乗じた額を超えないものとする。</p> <p>2 甲は、必要あると認める場合、前項の請求書が甲に到達した日の翌月末日までに、当該請求書に記載された委託研究費の請求額を乙に支払うものとする。</p>	<p>(委託研究費の支払い)</p> <p>第3条 乙は、甲が別途指定する委託研究費の支払方法に従い請求書を作成し、甲にこれを送付する。請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、甲が乙に支払う直接経費に別記1の1記載の間接経費率を乗じた額を超えないものとする。</p> <p>2 甲は、必要あると認める場合、前項の請求書が甲に到達した日の翌月末日までに、当該請求書に記載された委託研究費の請求額を乙に支払うものとする。</p>	<p>(委託研究費の支払い)</p> <p>第3条 乙は、甲が別途指定する委託研究費の支払方法に従い請求書を作成し、甲にこれを送付する。請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、甲が乙に支払う直接経費に別記1の1記載の間接経費率を乗じた額を超えないものとする。</p> <p>2 甲は、必要あると認める場合、前項の請求書が甲に到達した日の翌月末日までに、当該請求書に記載された委託研究費の請求額を乙に支払うものとする。</p>
<p>(概算払い)</p> <p>第3条の2 甲は、乙に対し必要あると認めるときは、契約期間の中途中において本研究の実施に要する経費を乙に支払うことができるものとする。(以下「概算払い」という。)</p> <p>2 乙は、甲より委託研究費の概算払いを受けた場合は、当該委託研究費を本研究以外の使途に使用してはならない。</p>	<p>(概算払い)</p> <p>第3条の2 甲は、乙に対し必要あると認めるときは、契約期間の中途中において本研究の実施に要する経費を乙に支払うことができるものとする。(以下「概算払い」という。)</p> <p>2 乙は、甲より委託研究費の概算払いを受けた場合は、当該委託研究費を本研究以外の使途に使用してはならない。</p>	<p>(概算払い)</p> <p>第3条の2 甲は、乙に対し必要あると認めるときは、契約期間の中途中において本研究の実施に要する経費を乙に支払うことができるものとする。(以下「概算払い」という。)</p> <p>2 乙は、甲より委託研究費の概算払いを受けた場合は、当該委託研究費を本研究以外の使途に使用してはならない。</p>
<p>(帳簿等の整理)</p> <p>第4条 乙は、本研究に要した委託研究費を明らかにするため、本研究に関する帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、研究期間終了日の属する事業年度末の翌日から5年間が経過するまでは保管するものとする。</p> <p>2 乙は、甲が要求した場合には、前項に定める帳簿及び証拠書類のほか、関連する物件を甲の指定する期日までに提出しなければならな</p>	<p>(帳簿等の整理)</p> <p>第4条 乙は、本研究に要した委託研究費を明らかにするため、本研究に関する帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、研究期間終了日の属する事業年度末の翌日から5年間が経過するまでは保管するものとする。</p> <p>2 乙は、甲が要求した場合には、前項に定める帳簿及び証拠書類のほか、関連する物件を甲の指定する期日までに提出しなければならな</p>	<p>(帳簿等の整理)</p> <p>第4条 乙は、本研究に要した委託研究費を明らかにするため、本研究に関する帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、研究期間終了日の属する事業年度末の翌日から5年間が経過するまでは保管するものとする。</p> <p>2 乙は、甲が要求した場合には、前項に定める帳簿及び証拠書類のほか、関連する物件を甲の指定する期日までに提出しなければならな</p>

(委託研究実績報告書及び精算) 第10条 乙は、契約期間中において、毎事業年度終了の都度、その翌事業年度の5月31日までに甲に対し委託研究実績報告書及び事務処理説明書等で指定する関連書類(以下「委託研究実績報告書等」という。)を提出するものとする。ただし、本契約の終了日が3月末日以外となる場合の当該事業年度に係る委託研究実績報告書等の提出期限は、契約期間終了後61日以内で甲が別途指定する日とする。	(委託研究実績報告書及び精算) 第10条 乙は、契約期間中において、毎事業年度終了の都度、その翌事業年度の5月31日までに甲に対し委託研究実績報告書及び事務処理説明書等で指定する関連書類(以下「委託研究実績報告書等」という。)を提出するものとする。ただし、本契約の終了日が3月末日以外となる場合の当該事業年度に係る委託研究実績報告書等の提出期限は、契約期間終了後61日以内で甲が別途指定する日とする。 2 甲は、前項の委託研究実績報告書等を審査した結果、経費の支出状況が適切であると認めたときは、当該事業年度における委託研究費の金額と本研究の実施に要した経費の額のうち適切と認めた額とのいづれか低い金額を、甲が当該事業年度において支払うべき経費の額として、精算する。 3 乙は、既に支払を受けた委託研究費が前項の甲が支払うべき経費の額を超えた場合は、その超えた金額を甲の指示に従い返還するものとする。 4 乙は、契約項目において大学等と認められ、かつ契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合に限り、前項の規定にかかわらず、甲が別途定める書面を甲が指定する期日までに提出することを条件に、当該事業年度における委託研究費の未使用額を甲に返還することなく繰越して翌事業年度の委託研究費と合わせて使用することができる。	(委託研究実績報告書及び精算) 第10条 乙は、契約期間中において、毎事業年度終了の都度、その翌事業年度の5月31日までに甲に対し委託研究実績報告書及び事務処理説明書等で指定する関連書類(以下「委託研究実績報告書等」という。)を提出するものとする。ただし、本契約の終了日が3月末日以外となる場合の当該事業年度に係る委託研究実績報告書等の提出期限は、契約期間終了後61日以内で甲が別途指定する日とする。 2 甲は、前項の委託研究実績報告書等を審査した結果、経費の支出状況が適切であると認めたときは、当該事業年度における委託研究費の金額と本研究の実施に要した経費の額のうち適切と認めた額とのいづれか低い金額を、甲が当該事業年度において支払うべき経費の額として、精算する。 3 乙は、既に支払を受けた委託研究費が前項の甲が支払うべき経費の額を超えた場合は、その超えた金額を甲の指示に従い返還するものとする。 4 乙は、契約項目において大学等と認められ、かつ契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合に限り、前項の規定にかかわらず、甲が別途定める書面を甲が指定する期日までに提出することを条件に、当該事業年度における委託研究費の未使用額を甲に返還することなく繰越して翌事業年度の委託研究費と合わせて使用することができる。
(停止、中止又は期間の変更) 第11条 甲は、次の各号のいづれかに該当する場合、委託研究費の使用の停止又は中止及び本研究の停止又は中止を乙に指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。また、乙は、次の第1号から第3号のいづれかの事由が発生した場合、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。 (1)研究担当者の移籍、長期療養、死去、研究運営上の重大な問題 その他の事由の発生又は本研究に対し甲が行う評価により、本研究を継続することが適切ではないと甲が判断した場合 (2)一般条項第12条、第16条又は第17条に定める本契約の解除事由が発生した場合 (3)天災その他やむを得ない事由がある場合 (4)乙が一般条項第2条第4項に定める指示に従わない場合 (5)乙が一般条項第2条第5項に定める義務を果たさない場合 2 前項により甲から本研究の中止を指示された場合、本研究はその時点で終了し、前条に従い、乙は委託研究実績報告書等を甲に提出し、甲乙間で委託研究費の精算を行う。 3 本条第1項に基づき甲から委託研究費の使用の停止若しくは中止又は本研究の停止若しくは中止を指示されたことにより乙に損害が生じても、甲は一切の責任を負わない。 4 甲及び乙は、両者合意の上、別途、研究計画書記載の研究期間の範囲内において契約期間を延長、又は短縮することができる。	(停止、中止又は期間の変更) 第11条 甲は、次の各号のいづれかに該当する場合、委託研究費の使用の停止又は中止及び本研究の停止又は中止を乙に指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。また、乙は、次の第1号から第3号のいづれかの事由が発生した場合、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。 (1)研究担当者の移籍、長期療養、死去、研究運営上の重大な問題 その他の事由の発生又は本研究に対し甲が行う評価により、本研究を継続することが適切ではないと甲が判断した場合 (2)一般条項第12条、第16条又は第17条に定める本契約の解除事由が発生した場合 (3)天災その他やむを得ない事由がある場合 (4)乙が一般条項第2条第4項に定める指示に従わない場合 (5)乙が一般条項第2条第5項に定める義務を果たさない場合 2 前項により甲から本研究の中止を指示された場合、本研究はその時点で終了し、前条に従い、乙は委託研究実績報告書等を甲に提出し、甲乙間で委託研究費の精算を行う。 3 本条第1項に基づき甲から委託研究費の使用の停止若しくは中止又は本研究の停止若しくは中止を指示されたことにより乙に損害が生じても、甲は一切の責任を負わない。 4 甲及び乙は、両者合意の上、別途、研究計画書記載の研究期間の範囲内において契約期間を延長、又は短縮することができる。	(停止、中止又は期間の変更) 第11条 甲は、次の各号のいづれかに該当する場合、委託研究費の使用の停止又は中止及び本研究の停止又は中止を乙に指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。また、乙は、次の第1号から第3号のいづれかの事由が発生した場合、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。 (1)研究担当者の移籍、長期療養、死去、研究運営上の重大な問題 その他の事由の発生又は本研究に対し甲が行う評価により、本研究を継続することが適切ではないと甲が判断した場合 (2)一般条項第12条、第16条又は第17条に定める本契約の解除事由が発生した場合 (3)天災その他やむを得ない事由がある場合 (4)乙が一般条項第2条第4項に定める指示に従わない場合 (5)乙が一般条項第2条第5項に定める義務を果たさない場合 2 前項により甲から本研究の中止を指示された場合、本研究はその時点で終了し、前条に従い、乙は委託研究実績報告書等を甲に提出し、甲乙間で委託研究費の精算を行う。 3 本条第1項に基づき甲から委託研究費の使用の停止若しくは中止又は本研究の停止若しくは中止を指示されたことにより乙に損害が生じても、甲は一切の責任を負わない。 4 甲及び乙は、両者合意の上、別途、研究計画書記載の研究期間の範囲内において契約期間を延長、又は短縮することができる。
(契約の解除) 第12条 乙が次の各号のいづれかに該当する場合は、甲は何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。また、乙が次の各号のいづれかに該当する場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、甲は	(契約の解除) 第12条 乙が次の各号のいづれかに該当する場合は、甲は何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。また、乙が次の各号のいづれかに該当する場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、甲は	(契約の解除) 第12条 乙が次の各号のいづれかに該当する場合は、甲は何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。また、乙が次の各号のいづれかに該当する場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、甲は

当該規則の改定（予定）に伴う表現修正

<p>の解除によって乙に損害が生じても、甲は一切の責任を負わないものとする。</p> <p>(1) 独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)第35条の7の規定に基づき定められた中長期目標の期間終了時における業務の実績に関する評価において、国が予算停止措置等の判断をした場合</p> <p>(2) 契約項目において基金とされた事業において、本事業の委託研究費の財源として造成された基金が廃止されることとなった場合</p> <p>(3) 前2号に定めるほか、本事業に対する国からの予算措置が縮減又は停止された場合</p>	<p>の解除によって乙に損害が生じても、甲は一切の責任を負わないものとする。</p> <p>(1) 独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)第35条の7の規定に基づき定められた中長期目標の期間終了時における業務の実績に関する評価において、国が予算停止措置等の判断をした場合</p> <p>(2) 契約項目において基金とされた事業において、本事業の委託研究費の財源として造成された基金が廃止されることとなった場合</p> <p>(3) 前2号に定めるほか、本事業に対する国からの予算措置が縮減又は停止された場合</p>	<p>の解除によって乙に損害が生じても、甲は一切の責任を負わないものとする。</p> <p>(1) 独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)第35条の7の規定に基づき定められた中長期目標の期間終了時における業務の実績に関する評価において、国が予算停止措置等の判断をした場合</p> <p>(2) 契約項目において基金とされた事業において、本事業の委託研究費の財源として造成された基金が廃止されることとなった場合</p> <p>(3) 前2号に定めるほか、本事業に対する国からの予算措置が縮減又は停止された場合</p>
<p>(反社会的勢力の排除)</p> <p>第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。</p> <p>(1) 乙が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)であること又は反社会的勢力であったこと。</p> <p>(2) 乙の役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること又は反社会的勢力であったこと。</p> <p>(3) 乙の親会社、子会社(いざれも会社法の定義による。以下同じ。)又は本契約履行のために使用する委任先その他の関係者が前二号のいずれかに該当すること。</p>	<p>(反社会的勢力の排除)</p> <p>第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。</p> <p>(1) 乙が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)であること又は反社会的勢力であったこと。</p> <p>(2) 乙の役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること又は反社会的勢力であったこと。</p> <p>(3) 乙の親会社、子会社(いざれも会社法の定義による。以下同じ。)又は本契約履行のために使用する委任先その他の関係者が前二号のいずれかに該当すること。</p>	<p>(反社会的勢力の排除)</p> <p>第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。</p> <p>(1) 乙が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)であること又は反社会的勢力であったこと。</p> <p>(2) 乙の役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること又は反社会的勢力であったこと。</p> <p>(3) 乙の親会社、子会社(いざれも会社法の定義による。以下同じ。)又は本契約履行のために使用する委任先その他の関係者が前二号のいずれかに該当すること。</p>
<p>2 甲は、乙が本契約の履行に関連して下記の各号の一に該当する行為を行ったときは、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>(1) 乙が、甲に対して脅迫的な言動をすること若しくは暴力を用いること又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。</p> <p>(2) 乙が、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。</p> <p>(3) 乙が、反社会的勢力である第三者をして前二号のいずれかの行為を行わせること。</p> <p>(4) 乙が、自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。</p> <p>(5) 乙の親会社、子会社又は本契約履行のために使用する委任先その他の関係者が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。</p> <p>(6) 本契約により発生する権利義務について、反社会的勢力との間で取引をし、又はその準備をすること。</p>	<p>2 甲は、乙が本契約の履行に関連して下記の各号の一に該当する行為を行ったときは、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>(1) 乙が、甲に対して脅迫的な言動をすること若しくは暴力を用いること又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。</p> <p>(2) 乙が、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。</p> <p>(3) 乙が、反社会的勢力である第三者をして前二号のいずれかの行為を行わせること。</p> <p>(4) 乙が、自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。</p> <p>(5) 乙の親会社、子会社又は本契約履行のために使用する委任先その他の関係者が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。</p> <p>(6) 本契約により発生する権利義務について、反社会的勢力との間で取引をし、又はその準備をすること。</p>	<p>2 甲は、乙が本契約の履行に関連して下記の各号の一に該当する行為を行ったときは、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>(1) 乙が、甲に対して脅迫的な言動をすること若しくは暴力を用いること又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。</p> <p>(2) 乙が、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。</p> <p>(3) 乙が、反社会的勢力である第三者をして前二号のいずれかの行為を行わせること。</p> <p>(4) 乙が、自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。</p> <p>(5) 乙の親会社、子会社又は本契約履行のために使用する委任先その他の関係者が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。</p> <p>(6) 本契約により発生する権利義務について、反社会的勢力との間で取引をし、又はその準備をすること。</p>
<p>3 乙は、前二項各号の規定により本契約を解除されたことを理由として、甲に対し、損害賠償を請求することはできない。</p>	<p>3 乙は、前二項各号の規定により本契約を解除されたことを理由として、甲に対し、損害賠償を請求することはできない。</p>	<p>3 乙は、前二項各号の規定により本契約を解除されたことを理由として、甲に対し、損害賠償を請求することはできない。</p>
<p>4 乙は、本条第1項及び第2項の各号の規定により本契約が解除された場合には、違約金として解除部分に相当する契約金額の100分の10に相当する金額を甲の指定する期日までに支払わなければならない。</p>	<p>4 乙は、本条第1項及び第2項の各号の規定により本契約が解除された場合には、違約金として解除部分に相当する契約金額の100分の10に相当する金額を甲の指定する期日までに支払わなければならない。</p>	<p>4 乙は、本条第1項及び第2項の各号の規定により本契約が解除された場合には、違約金として解除部分に相当する契約金額の100分の10に相当する金額を甲の指定する期日までに支払わなければならない。</p>
<p>5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害について乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。</p>	<p>5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害について乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。</p>	<p>5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害について乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。</p>
<p>(不当介入に関する通報・報告)</p> <p>第17条の2 乙は暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)</p>	<p>(不当介入に関する通報・報告)</p> <p>第17条の2 乙は暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)</p>	<p>(不当介入に関する通報・報告)</p> <p>第17条の2 乙は暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)</p>

<p>を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。</p> <p>(債権債務の譲渡等) 第18条 乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本契約上の地位、本契約上の権利義務の全部若しくは一部又は本研究の実施により生じる債権債務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。</p> <p>(存続条項) 第19条 一般条項第2条の2、第4条、第9条の2、第10条、第11条第2項から第3項、第12条から第16条及び第18条から第20条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。</p> <p>(管轄及び準拠法) 第20条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、日本法を準拠法とする。</p> <p>(協議) 第21条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、甲、乙協議のうえ解決するものとする。</p> <p>(発効日) 第22条 本契約は、締結日にかかるわらず、《発効日》より効力を生じるものとする。 「この頁、以下余白」</p>	<p>受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。</p> <p>(債権債務の譲渡等) 第18条 乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本契約上の地位、本契約上の権利義務の全部若しくは一部又は本研究の実施により生じる債権債務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。</p> <p>(存続条項) 第19条 一般条項第2条の2、第4条、第9条の2、第10条、第11条第2項から第3項、第12条から第16条及び第18条から第20条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。</p> <p>(管轄及び準拠法) 第20条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、日本法を準拠法とする。</p> <p>(協議) 第21条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、甲、乙協議のうえ解決するものとする。</p> <p>(発効日) 第22条 本契約は、締結日にかかるわらず、《発効日》より効力を生じるものとする。 「この頁、以下余白」</p>	<p>受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。</p> <p>(債権債務の譲渡等) 第18条 乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本契約上の地位、本契約上の権利義務の全部若しくは一部又は本研究の実施により生じる債権債務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。</p> <p>(存続条項) 第19条 一般条項第2条の2、第4条、第9条の2、第10条、第11条第2項から第3項、第12条から第16条及び第18条から第20条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。</p> <p>(管轄及び準拠法) 第20条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、日本法を準拠法とする。</p> <p>(協議) 第21条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、甲、乙協議のうえ解決するものとする。</p> <p>(発効日) 第22条 本契約は、締結日にかかるわらず、《発効日》より効力を生じるものとする。 「この頁、以下余白」</p>
<p>別記4 知財条項</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「知的財産権」とは、以下に掲げるものの総称をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)及び特許を受ける権利 イ 実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)及び実用新案登録を受ける権利 ウ 意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)及び意匠登録を受ける権利 エ 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利 オ 種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)及び品種登録を受ける権利 カ 前アからオの外国における各権利に相当する権利 キ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。)並びに外国における当該著作権に相当する権利(以下「著作権」とい 	<p>別記4 知財条項</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「知的財産権」とは、以下に掲げるものの総称をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)及び特許を受ける権利 イ 実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)及び実用新案登録を受ける権利 ウ 意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)及び意匠登録を受ける権利 エ 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利 オ 種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)及び品種登録を受ける権利 カ 前アからオの外国における各権利に相当する権利 キ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。)並びに外国における当該著作権に相当する権利(以下「著作権」とい 	<p>別記4 知財条項</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「知的財産権」とは、以下に掲げるものの総称をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)及び特許を受ける権利 イ 実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)及び実用新案登録を受ける権利 ウ 意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)及び意匠登録を受ける権利 エ 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利 オ 種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)及び品種登録を受ける権利 カ 前アからオの外国における各権利に相当する権利 キ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。)並びに外国における当該著作権に相当する権利(以下「著作権」とい

第3条の2を新設したことによつて、第2条第1項第1号の対象となる条項に関する標記の修正

<p>(3)第三者に対し、本知的財産権の移転を行う場合、知財条項第2条から第7条の規定を遵守することを当該第三者に約させること。また、当該第三者が移転を受けた本知的財産権をさらに別の第三者に移転するときも同様とする。</p>	<p>(3)第三者に対し、本知的財産権の移転を行う場合、知財条項第2条から第7条の規定を遵守することを当該第三者に約させること。また、当該第三者が移転を受けた本知的財産権をさらに別の第三者に移転するときも同様とする。</p>	<p>(3)第三者に対し、本知的財産権の移転を行う場合、知財条項第2条から第7条の規定を遵守することを当該第三者に約させること。また、当該第三者が移転を受けた本知的財産権をさらに別の第三者に移転するときも同様とする。</p>
<p>(研究成果に係る著作物の取扱い)</p> <p>第6条 乙は、知財条項第2条第1項の規定にかかわらず、研究成果に關し、甲に提供された著作物(以下「提供著作物」という。)に係る著作権について、甲による提供著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。ただし、提供著作物に秘密情報が含まれる場合は、一般条項第9条に従って、その取扱いを決定するものとする。</p> <p>2 乙は、提供著作物に係る著作権について、甲及び甲が指定する第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、提供著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。</p> <p>3 乙は、提供著作物について、第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを表明するものとし、提供著作物に係る一切の紛争については、乙が自己的責任及び費用において対応を行うものとする。</p> <p>4 乙は、研究成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本研究による成果である旨を標記するものとする。</p>	<p>(研究成果に係る著作物の取扱い)</p> <p>第6条 乙は、知財条項第2条第1項の規定にかかわらず、研究成果に關し、甲に提供された著作物(以下「提供著作物」という。)に係る著作権について、甲による提供著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。ただし、提供著作物に秘密情報が含まれる場合は、一般条項第9条に従って、その取扱いを決定するものとする。</p> <p>2 乙は、提供著作物に係る著作権について、甲及び甲が指定する第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、提供著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。</p> <p>3 乙は、提供著作物について、第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを表明するものとし、提供著作物に係る一切の紛争については、乙が自己的責任及び費用において対応を行うものとする。</p> <p>4 乙は、研究成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本研究による成果である旨を標記するものとする。</p>	<p>(研究成果に係る著作物の取扱い)</p> <p>第6条 乙は、知財条項第2条第1項の規定にかかわらず、研究成果に關し、甲に提供された著作物(以下「提供著作物」という。)に係る著作権について、甲による提供著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。ただし、提供著作物に秘密情報が含まれる場合は、一般条項第9条に従って、その取扱いを決定するものとする。</p> <p>2 乙は、提供著作物に係る著作権について、甲及び甲が指定する第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、提供著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。</p> <p>3 乙は、提供著作物について、第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを表明するものとし、提供著作物に係る一切の紛争については、乙が自己的責任及び費用において対応を行うものとする。</p> <p>4 乙は、研究成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本研究による成果である旨を標記するものとする。</p>
<p>(ノウハウの期間の指定)</p> <p>第7条 甲及び乙は、知財条項第1条第1号クに規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。</p> <p>2 前項の秘匿すべき期間の指定の方法は、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、前項の指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。</p>	<p>(ノウハウの期間の指定)</p> <p>第7条 甲及び乙は、知財条項第1条第1号クに規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。</p> <p>2 前項の秘匿すべき期間の指定の方法は、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、前項の指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。</p>	<p>(ノウハウの期間の指定)</p> <p>第7条 甲及び乙は、知財条項第1条第1号クに規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。</p> <p>2 前項の秘匿すべき期間の指定の方法は、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、前項の指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。</p>
<p>(職務規程等の整備)</p> <p>第8条 乙は、乙に所属する研究者等が行った発明等が本知的財産権に該当し、かつ、その発明等をするに至った行為がその当該研究者等の職務に属するときは、本知的財産権が乙に帰属するよう、あらかじめ当該研究者等と契約を締結し又はその旨を規定する職務規程を定めておく等必要な措置を講じておかなければならない。ただし、上記の規定が既に整備されているときは、この限りではない。</p> <p>2 乙は、乙に在籍する学生が研究者等に含まれる場合(ただし、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除く。)において、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明等が本知的財産権に該当する場合は、本知的財産権が乙に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておかなければならない。</p>	<p>(職務規程等の整備)</p> <p>第8条 乙は、乙に所属する研究者等が行った発明等が本知的財産権に該当し、かつ、その発明等をするに至った行為がその当該研究者等の職務に属するときは、本知的財産権が乙に帰属するよう、あらかじめ当該研究者等と契約を締結し又はその旨を規定する職務規程を定めておく等必要な措置を講じておかなければならない。ただし、上記の規定が既に整備されているときは、この限りではない。</p> <p>2 乙は、乙に在籍する学生が研究者等に含まれる場合(ただし、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除く。)において、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明等が本知的財産権に該当する場合は、本知的財産権が乙に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておかなければならぬ。</p>	<p>(職務規程等の整備)</p> <p>第8条 乙は、乙に所属する研究者等が行った発明等が本知的財産権に該当し、かつ、その発明等をするに至った行為がその当該研究者等の職務に属するときは、本知的財産権が乙に帰属するよう、あらかじめ当該研究者等と契約を締結し又はその旨を規定する職務規程を定めておく等必要な措置を講じておかなければならぬ。ただし、上記の規定が既に整備されているときは、この限りではない。</p> <p>2 乙は、乙に在籍する学生が研究者等に含まれる場合(ただし、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除く。)において、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明等が本知的財産権に該当する場合は、本知的財産権が乙に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておかなければならぬ。</p>
<p>(知的財産権に係るその他事項)</p> <p>第9条 甲及び乙が本知的財産権の共有持分権者となる場合、本知的財産権の出願に先立ち、甲所定の共同出願契約書を基礎に甲乙協議の上、これを締結しなければならない。</p> <p>2 乙が知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施する場合、甲は、その実施に関する一切の責任を負わないものとする。</p>	<p>(知的財産権に係るその他事項)</p> <p>第9条 甲及び乙が本知的財産権の共有持分権者となる場合、本知的財産権の出願に先立ち、甲所定の共同出願契約書を基礎に甲乙協議の上、これを締結しなければならない。</p> <p>2 乙が知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施する場合、甲は、その実施に関する一切の責任を負わないものとする。</p>	<p>(知的財産権に係るその他事項)</p> <p>第9条 甲及び乙が本知的財産権の共有持分権者となる場合、本知的財産権の出願に先立ち、甲所定の共同出願契約書を基礎に甲乙協議の上、これを締結しなければならない。</p> <p>2 乙が知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施する場合、甲は、その実施に関する一切の責任を負わないものとする。</p>

<p>4 甲に所属する研究者等が乙の管理する施設において、乙に所属する研究者等と共同して本研究に従事する場合、乙は、甲に所属する研究者等に対して、指揮命令を行わない。ただし、乙の設備管理・安全衛生上及び乙における法令等の遵守のため必要とされる場合は、この限りではない。</p> <p>5 乙は、甲に所属する研究者等に対し、乙の施設等の利用等について、乙に所属する研究者等と同等の扱いをしなければならない。また、乙は、甲に所属する研究者等が本研究の実施及び乙の施設内での生活環境において不利益等を被らないよう措置する。</p> <p>6 甲は、甲に所属する研究者等が一般条項第9条に規定する秘密保持義務を負うよう措置するものとし、その所属を離れた後も同条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとする。</p> <p>7 甲は、乙が知財条項第2条から第7条に定める義務と同様の義務を履行することを条件に、甲に所属する研究者等が本研究の過程で発明等を行ったことにより生じた知的財産権については、甲に所属する研究者等の同意が得られた場合、乙に承継させことができるものとする。ただし、当該同意を得るための甲に所属する研究者等との協議並びに必要な措置は、乙自らが行うものとする。また、乙は、甲に所属する研究者等に不利益が生じないよう、当該同意における承継の対価等に関する条件については、乙に所属する研究者等と同等の扱いをするものとする。</p> <p>8 甲と乙の間で、甲に所属する研究者等を乙に出向させる取扱いを別途定める場合において、本契約と出向に係る取扱いとの間に矛盾が生じる場合には、出向に係る取扱いの定めが優先して適用されるものとする。</p>	<p>(本格型におけるマッチングファンドの条件等)</p> <p>第5条 本研究が研究成果展開事業 研究成果最適展開<u>支援</u>プログラム(A-STEP) 産学共同(本格型)として実施される場合、乙は、マッチングファンドの条件等について、次の各号の規定に従うものとする。</p> <p>(1) 本研究は、乙が自己負担する研究費として甲の定める基準により定められる金額(以下「自己資金」という。)に一定倍率(以下「マッチング倍率」という。)を乗じて得られた金額が、甲により乙へ支出された委託研究費以上となることを条件(以下「マッチングファンド条件」という。)とするマッチングファンドとして実施されるものとする。</p> <p>(2) マッチング倍率は、申請時の企業等の資本金の額により定められるものとし、別記1の4においてマッチング係数として記載される。</p> <p>(3) 乙が各事業年度において負担する自己資金の金額は、別記1の4に記載のとおりとする。</p> <p>(4) 乙は、研究期間終了日までにマッチングファンド条件を満たすように、自己資金を支出しなければならない。</p> <p>(5) 乙は、研究期間終了日までに、乙の自己資金の支出実績額が不足しマッチングファンド条件を満たさない場合、以下のAからBを控除した額に相当する額の支払債務(以下、本条において「本支払債務」という。)を甲に対して負担する。</p> <p>A : 甲が研究期間終了日までに乙に対し支出した委託研究費として精算し認定する額</p> <p>B : 研究期間終了日までに乙が実際に支出した自己資金として甲が認める支出実績額を基準とし、マッチング倍率により算定した研究費の額</p>	<p>(本格型におけるマッチングファンドの条件等)</p> <p>第5条 本研究が研究成果展開事業 研究成果最適展開プログラム(A-STEP) 産学共同(本格型)として実施される場合、乙は、マッチングファンドの条件等について、次の各号の規定に従うものとする。</p> <p>(1) 本研究は、乙が自己負担する研究費として甲の定める基準により定められる金額(以下「自己資金」という。)に一定倍率(以下「マッチング倍率」という。)を乗じて得られた金額が、甲により乙へ支出された委託研究費以上となることを条件(以下「マッチングファンド条件」という。)とするマッチングファンドとして実施されるものとする。</p> <p>(2) マッチング倍率は、申請時の企業等の資本金の額により定められるものとし、別記1の4においてマッチング係数として記載される。</p> <p>(3) 乙が各事業年度において負担する自己資金の金額は、別記1の4に記載のとおりとする。</p> <p>(4) 乙は、研究期間終了日までにマッチングファンド条件を満たすように、自己資金を支出しなければならない。</p> <p>(5) 乙は、研究期間終了日までに、乙の自己資金の支出実績額が不足しマッチングファンド条件を満たさない場合、以下のAからBを控除した額に相当する額の支払債務(以下、本条において「本支払債務」という。)を甲に対して負担する。</p> <p>A : 甲が研究期間終了日までに乙に対し支出した委託研究費として精算し認定する額</p> <p>B : 研究期間終了日までに乙が実際に支出した自己資金として甲が認める支出実績額を基準とし、マッチング倍率により算定した研究費の額</p>	<p style="color: red;">脱字の修正</p>
---	---	--	----------------------------------

	<p>(6) 乙は、本支払債務について、甲より乙に対し、債務弁済を求める文書(以下、本条において「通知文書」という。)が送達され、乙がこれを受領した日の属する月の翌月末日(ただし、同日が銀行営業日でない場合はその直前の営業日とする。)を期限日として、甲が通知文書において指定する金額を、指定する銀行口座に振り込んで支払うものとし、期限日までに本支払債務が完済されない場合、乙は甲に対し、残存する本支払債務に対し、法定利率の割合の遅延損害金を支払わなければならない。</p> <p>(7) 甲は、乙が各事業年度において負担すべき自己資金が複数年度不足するなど、乙がマッチングファンド条件を満たさないことが事前に明らかになった場合、乙に対し、本研究の中止又は計画の見直しを求めることができるものとし、乙は、甲の要求に従うものとする。</p> <p>(本格型におけるマッチングファンドの注意事項)</p> <p>第6条 本研究が研究成果展開事業 研究成果最適展開<u>支援</u>プログラム(A-STEP) 産学共同(本格型)として実施される場合、マッチングファンドに係る自己資金の支出の取扱いについては、一般条項第2条の2、第4条、第10条第1項、第11条第2項、及び知財条項全条を準用する。</p> <p>(複数年度契約における委託研究費の繰越)</p> <p>第7条 契約項目において企業等と認められた乙は、契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合に限り、一般条項第10条第4項の規定にかかわらず、甲が別途定める書面を甲が定める期日までに提出することを条件に、当事業年度における委託研究費の未使用額のうち10万円を上限とする直接経費に相当する間接経費を加えた額を限度として、甲に返還することなく繰越して翌事業年度の委託研究費と合わせて使用することができるものとする。</p> <p>(存続条項)</p> <p>第8条 特別条項第3条<u>第1項第1号及び第2項</u>、第4条、第5条第7項及び本条の規定は、契約期間終了後又は本契約が解除された場合であっても存続するものとする。</p> <p>「以下、余白」</p>	<p>(6) 乙は、本支払債務について、甲より乙に対し、債務弁済を求める文書(以下、本条において「通知文書」という。)が送達され、乙がこれを受領した日の属する月の翌月末日(ただし、同日が銀行営業日でない場合はその直前の営業日とする。)を期限日として、甲が通知文書において指定する金額を、指定する銀行口座に振り込んで支払うものとし、期限日までに本支払債務が完済されない場合、乙は甲に対し、残存する本支払債務に対し、法定利率の割合の遅延損害金を支払わなければならない。</p> <p>(7) 甲は、乙が各事業年度において負担すべき自己資金が複数年度不足するなど、乙がマッチングファンド条件を満たさないことが事前に明らかになった場合、乙に対し、本研究の中止又は計画の見直しを求めることができるものとし、乙は、甲の要求に従うものとする。</p> <p>(本格型におけるマッチングファンドの注意事項)</p> <p>第6条 本研究が研究成果展開事業 研究成果最適展開プログラム(A-STEP) 産学共同(本格型)として実施される場合、マッチングファンドに係る自己資金の支出の取扱いについては、一般条項第2条の2、第4条、第10条第1項、第11条第2項、及び知財条項全条を準用する。</p> <p>(複数年度契約における委託研究費の繰越)</p> <p>第7条 契約項目において企業等と認められた乙は、契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合に限り、一般条項第10条第4項の規定にかかわらず、甲が別途定める書面を甲が定める期日までに提出することを条件に、当事業年度における委託研究費の未使用額のうち10万円を上限とする直接経費に相当する間接経費を加えた額を限度として、甲に返還することなく繰越して翌事業年度の委託研究費と合わせて使用することができるものとする。</p> <p>(存続条項)</p> <p>第8条 特別条項第3条から第6条及び本条の規定は、契約期間終了後又は本契約解除後も存続するものとする。</p> <p>「以下、余白」</p>	<p>脱字の修正</p> <p>取扱い状況を踏まえた見直し。</p>
--	---	---	--